

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年六月二十七日法律第九十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。